

法科大学院出身の法学研究者として——法科大学院での学びと今——

酒井 智之[※]

(2017年一橋大学法科大学院修了)

I はじめに

II 法科大学院での学び

III 今も生きるもの

IV おわりに

I はじめに

私は、平成 29(2017)年に一橋大学法科大学院を修了したのち、刑法学の研究者としての道を歩むため一橋大学に特任助教として着任し、令和 3(2021)年から講師として引き続き刑法学の研究・教育に携わっている。

法科大学院修了後の進路として、法学研究者を選ぶ人はかなりの少数派だろう。一般的に将来の進路として法学研究者を選ぶ人が少ないというだけでなく、そもそも法科大学院はその基本理念からして法律家を養成する専門職課程であり、——少なくとも実定法学の修士課程への門戸が開かれている一橋大学では——当初から研究者の道を歩む決意を固めている者にとって第一の選択肢とならないのは、いわば当然のことである。最近の若手の法学研究者を見ると法科大学院の出身者も決して少なくないが、いずれにせよ法科大学院生の進路という視点ではマイナーなものであることは否定し難い。

私自身、最初から研究者になるつもりで法科大学院に進学したわけではない。つまり、研究者になるために法科大学院へと進学したわけではない。また、本学における法科大学院修了後の研究者養成の仕組みは当時と現在で異なっており、その点でもあまり参考にならないものであるように思う。以下では、法科大学院での学びを振り返ったのち、その現在における意義を述べていくが、これらの点について、あらかじめご留意いただきたい。

II 法科大学院での学び

1 法学研究基礎における研究指導

法科大学院における学びとして、最も意義深く、そして、自分自身の進路を最終的に確定させるに至ったものとして、法科大学院の最終年次に受講した法学研究基礎を挙げておかなければならない。

少し時間を遡って説明しておく、学部時代の後半頃から、刑法学に関心を持つようになり¹、私的なライフワークとして刑法の勉強を続けたいとおぼろげに考えてはいたものの、

※ 一橋大学法学研究科講師

¹ 刑法学に強い関心を持つようになったきっかけは、学部時代に読んだ増田豊『規範論による責任刑法の再構築』(勁草書房、2009年)であった。同書で展開される議論は当時の私にとって非常に刺激的であり、結局、その刺激を忘れることができなかったのだろう。

当面の進路としては法科大学院に進学して法曹になることを想定していた。実際、そうであるからこそ、法科大学院へ進学することを選んだのだが、法科大学院での学習を進めるうちに、そして、法律家として働く未来が具体的に迫ってくるのを感じる中で、自分自身の問題意識や疑問を追い求めたいという思いが強まっていった。そこで、学部ゼミナールの指導教員でもある本庄武先生に相談したところ、法科大学院修了後に博士後期課程に進学する道があることを案内されるとともに、リサーチペーパーの執筆指導を主たる内容とする法学研究基礎の時間にドイツ語文献の読解について指導をいただけることになった。

刑法学を学ぶ上では、ドイツ語を避けて通ることはできない。リサーチペーパーのテーマは(現在も論文を執筆中の)幫助犯における因果関係の問題だったので、ドイツ刑法学の大家である Claus Roxin の刑法総論の教科書²のうち共犯の章をテキストとして取り組んでいくことになった。週に一回のペースでドイツ語文献を読むための指導を一对一で受けることができたのはまさに値千金であった。

もともと、学部時代の第二外国語こそドイツ語を選択していたものの、それ以来、丸4年ほどドイツ語には一切触れていなかったもので、最初は学部1年生の頃に使っていた教科書を引っ張り出して基礎的な文法を確認するところから始めざるを得なかった。また、もともと語学を苦手としていたこともあり、最初のうちは、ごく簡単な一文を訳すのにも膨大な時間を要し、丸一週間掛けて段落を一つ和訳できるかどうか、という有様であったことをよく記憶している。結局、3年次の学習時間のかなり多くの部分を割くことになったが、ドイツ語圏の文献にアクセスできるようになったことは法科大学院における学習の最大の成果の一つである。

2 授業を通じた実定法学の学習

もちろん、法科大学院では刑法学の学習に集中していたわけではない。仮に法科大学院に進学することを選んでいなければ、実定法学に関する広く浅くの学習にここまで時間を割くことはなかっただろうし、前述した研究指導は法科大学院教育に特有のものではないだろうから、ある程度一般化可能な法科大学院の学びという観点では、むしろそれ以外の部分の方が重要だろう。

法科大学院での勉強というと、司法試験に向けた問題演習や論証の暗記といった授業外の学習に重点を置いている人も少なくないと思うが³、勉強熱心とは言い難い私にとって、法科大学院時代の学習(刑法を除く)の大部分は、授業の予習・復習と試験前の付け焼き刃の詰め込みであった。言い訳がましいことを言うと、実定法学一般に関心がなかったわけではないし、また、授業の予習にもある程度真剣に取り組んでいたと自負している。特に法科大学院に入学した最初の年度は、前日の夜に着手した予習が朝になっても完遂するに至

² Claus Roxin, *Strafrecht Allgemeiner Teil Bd. 2*, 2003 である。Roxin の書く文章は難解なところが少なく、ドイツ語の学習にも適していたように思う。

³ 一応ことわっておくと、これは試験対策としての学習を軽視するものではない。法科大学院を修了したのち、惜しくも一度目の司法試験に合格しなかった修了生をサポートするための再チャレンジゼミに参加することになったのだが、そこで司法試験の過去問や出題趣旨・採点実感に触れた際に学んだことも少なくない。

っていないこともしばしばあったほどである。受動的な姿勢での学習には是非もあるかもしれないが、予習課題は簡単なものではなかったし⁴、適度な賦課の課題をこなしていく過程で自然と知識が身についていくのは、教育的な観点では理想的な場であったともいえる。

3 自由な学びの時期としての法科大学院時代

そして、これを法科大学院における学びの一つとして語ることは若干憚られるが、法科大学院時代は比較的自由な時間が多く、特に授業のない期間は興味の赴くままに贅沢に時間を投じることができたことも、得難いものであったと感じている。この点に関して思い起こされるのは、3年次の冬頃、学外の友人との勉強会のため和訳していた、いわゆる「壁の射手事件」に関する連邦通常裁判所第5刑事部1995年3月20日判決⁵である。壁の射手事件とは、旧東ドイツにおいて、ベルリンの壁を警備中の兵士が、上官からの命令に基づいて、壁を超えようとした市民に発砲して殺害したというものであり、東西ドイツの統合後、この行為が刑事訴追されることになったのだが、この判決文中の一節は、今でも心に深く刻み込まれている。すなわち、「非武装の逃亡者の故意的な殺人を許容することで東ドイツからの離脱の禁止の貫徹を人の生命権より優先させる正当化事由は、正義の基本的な要請と国際的に保護された人権に対する明白かつ耐え難い違背のために、無効である。この違背は、諸国民が共有し、人間の価値と尊厳に関連づけられた法的確信に背く重大なものであり、このような場合、実定法は正義に劣後しなければならない(いわゆるラートブルフ公式)。」という一節である⁶。その内容には立ち入らないが、いわゆる「悪法問題」が「実務的」な問題として表出し得ることは、かなりの衝撃であった。

III 今も生きるもの

法科大学院を修了するまさにその年、法科大学院修了者を法学研究者として養成するための特任助教制度が導入され、偶然にもその第一号として特任助教に採用される幸運に恵まれた。当初は司法修習等を経た上で博士後期課程へ進学することを念頭に置いていたもので、これはまさに望外のことであったが、その結果として、司法修習や実務を経験することなく、法学研究者としての道を歩むことになった。実務家としての見識があれば、それに繋がるものとして法科大学院における学習の成果を語ることもできたかもしれないが、残念ながらその立場にはない。

その意味で、中途半端な知識であることは否めないものの、それでも、法科大学院で学んだことは、現在でも大いに役立っている。リサーチペーパーを書くことを決めて以来、現在に至るまで幫助犯の研究を続けているが、法学研究基礎の授業で読んだドイツ語文献には

⁴ 記憶を喚起するため、当時の予習課題を実際にいくつか確認してみたが、真剣に法的問題として検討するという観点でも、また、ひとまず一定の回答をコンパクトに与えるという観点でも、かなり難しいものであった。

⁵ BGHSt 41, 101 – 5 StR 111/94.

⁶ 連邦通常裁判所は一貫してラートブルフ公式に基づく解決を行っていたわけではなく、行為当時の東ドイツの法律を人権尊重に親和的な形で解釈することで、既に行為当時において違法なものであったと解するものもあり、これが確立した立場ではないことは留保しておきたい。

共犯と幫助犯に関する著者の重要論文⁷に対応する内容が含まれていたこともあり、そこでの学びはまさにその後の研究の基礎をなすものとなっている。もちろん、ドイツ語文献を読解するスキルの基礎は、前述の通り、法科大学院時代に培われたものである。

法科大学院に固有の学習成果という意味では、実定法学に関して「広く浅く」習得した知識と考え方は、貴重な財産となっている。比較的閉じた議論が多いように思われる刑法においても、他の法分野に関する説明が求められることは少なくない。そんなとき、一応の理解として通説的な説明が記憶の引き出しに収納されていることはやはり心強いものである。とりわけ講義を担当するようになってから、それらがすぐに取り出せる場所にあることの価値を痛感している。個々の知識としては大層なものではなくとも、動産質権者は質物を占有しなければ第三者に対抗できないこと(民法 352 条)⁸や、取締役会設置会社では取締役が競業取引や利益相反取引を行うには取締役会の承認を要すること(会社法 365 条 1 項・356 条 1 項)⁹を所与の知識として直ちに参照できるのは、法科大学院教育の賜物と断言していいだろう。

IV おわりに

法科大学院で過ごした日々により意義を感じる一方で、研究に特化した研鑽を積む期間が短かったことに、不安と後ろめたさがないわけではない。また、法曹養成のプロセス全体から見ればその途中で離脱していることに引け目を感じることもある。研究者・教育者としてもまだ途上であり、法科大学院での学習がこういった形で結実した、と客観的な成果を示すこともできない。素直な思いを述べると、今現在、研究者になるためのルートとして法科大学院に進学するよう人に勧めることができるか、と問われたとすれば、安易に首肯することはできない。自分自身、もとよりそのような決意の下でこの進路を選んだわけではないから、なおさらである。

しかし、本稿を寄稿するにあたって、改めて振り返ってみるに、私自身にとって、法科大学院で学んだことには意義があったとの事後的な評価は揺るぎないものであるようである。そもそも、おそらく大方の法律実務家も、法科大学院在学中の(あるいは、それに尽きない予備試験・司法試験への合格を目指した)学習において学んだ知識のうち、直接に役立てているのはその一部に過ぎないと推察する。そうすると、この法学研究者という職業こそ法科大学院での学習成果を最も有効活用している、と言っても過言ではないだろう。

雑多に私的な感想を述べるばかりで恥ずかしい限りではあるが、法科大学院で学んだことを発揮できる場所として、法学研究者、大学教員という進路が存在していることを心に留めていただければ幸いである。

⁷ *Claus Roxin, Zum Strafgrund der Teilnahme*, in: FS-Stree/Wessels, 1993, S. 365ff. と *Claus Roxin, Was ist Beihilfe?*, in: FS-Miyazawa, 1995, S. 501 ff. である。

⁸ 大判明治 44 年 10 月 13 日刑録 17 輯 1698 頁は、質権者から委託を受けて質物を保管していた者が債務者へ質物を返還した行為に背任罪の成立を認めている。

⁹ 背任罪や有価証券偽造罪では、当該行為の違法性や私法上の有効性について言及されることがある。